

工事書類の簡素化(試行)

令和2年9月 15 日
技術管理室

1 経過

- ・建設部発注工事における工事書類の作成は、「工事しゅん工書類作成等に係る運用」により、平成 27 年1月1日以降の入札公告から「工事関係書類一覧表」によることとしており、平成 28 年3月 10 日から正式に運用している。
- ・上記運用の評価のため、平成 28 年 12 月に長野県建設業協会及び会計局契約・検査課にアンケート調査を行い、その結果を基に「地域を支える建設業検討会議 施工・品質確保分科会」において、更なる簡素化について議論を行ってきた。
- ・また、例年 2 月に開催される、長野県土木工事施工管理技士会との意見交換において、簡素化に関する具体的なお意見をお聞きし、簡素化の具体案を検討。
- ・一方国では、工事書類の国様式と県様式との標準化の取組を進めており、建設部においては、受注者の書類作成の省力化・効率化につながる部分だけ取り入れる方針としている(「工事打合せ簿」「段階確認書」を標準化)。
- ・本簡素化(試行)は、上記のほか、他県の状況などを確認しながらまとめたものとなっている。

2 簡素化(試行)について

別紙「工事書類の簡素化(試行)ガイドライン」による

3 試行内容

(1) 施工計画書

- ・長野県土木工事共通仕様書の改定に伴う取扱いの明記
- ・当初提出の施工計画書の内容について、施工方法(準備工)のみで可とすることを明記
- ・工事概要の「主たる工事の内容」の記載は不要とした。
- ・現場組織表への作業主任者の資格者証(写し)の添付は不要とした。
- ・主要資材の「県内産資材欄及び「県外産資材使用報告書」欄の記載を不要とした。

(2) 工事記録

- ・原則として作成不要とし、実施工程表又は週間工程表を提出することとした。

(3) 工事打合せ簿

- ・国土交通省様式と統一した。

(4) レディミクストコンクリート納入書

- ・「提出」から「提示」とした。

(5) 段階確認関係資料

- ・段階確認には検査記録表に替えて段階確認書(国様式)を使用。

- ・監督員が臨場した場合、監督員が検測等している写真の撮影・提出は不要。
- (6) 県外産資材使用報告書
- ・報告が必要な資材を「生コン」「砕石」「加熱アスファルト合材」「コンクリート二次製品」に限定。
- (7) 下請契約における県外企業採用報告書
- ・作成を不要とした。

4 適用年月日

令和2年10月1日以降契約する工事から適用。

5 今後の予定

・会計局、建設部現地機関及び施工者の意見を随時伺ったうえで、必要な修正を行い、令和3年4月から施行する予定。